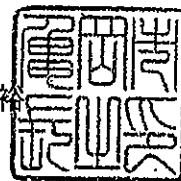


亀岡市告示第192号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定により、特定生産緑地を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年11月4日

亀岡市長 桂川 孝裕



特定生産緑地の区域及び面積

区域	面積 (㎡)
篠町馬堀池ノ下3	747
篠町馬堀池ノ下4	459
篠町馬堀池ノ下5-1	28
3筆	1,234